

道路環境改善事業(旧、社会実験)通行券 Q&A

平成 27 年度まで実施した通行料金値下げの社会実験は、平成 28 年 4 月から道路環境改善事業として新たにスタートすることとなりました。(実施内容は従前と同じです。)

Q 1 松本トンネル有料道路及び志賀中野有料道路の自動料金収受機の回数券・道路環境改善事業(旧、社会実験)通行券は販売しないのですか？

A 1 自動料金収受機用の回数券類は印刷単価が高く経営上採算がとれないため販売は行いませんのでご理解をお願いします。

Q 2 道路環境改善事業(旧、社会実験)通行券とは何ですか？
以前販売していた回数券と何が違うのですか？

A 2 道路環境改善事業(旧、社会実験)通行券は、現在通行料金を昼間全車種 100 円に引き下げている五輪大橋有料道路における割引のない通行券です。(軽自動車用回数券は販売中)
このため、販売枚数による割引がある回数券とは違うものです。

Q 3 なぜ割引がないのですか？

A 3 道路環境改善事業(旧、社会実験)により、通行料金を 100 円に引き下げ(割引)しておりますので、さらに割引くことは考えておりません。

この通行券は、お客様からのご要望により利便を図ることを目的にしておりますのでご理解をお願いします。

Q 4 車種区分に関係なく同一料金なので、券面記載と異なる車種で通行はできますか？

A 4 車種別に通行(利用)台数を集計することになっておりますので、通行券に記載されている車種での通行をお願いします。(国土交通省：有料道路整備資金貸付要領による)

Q 5 通行券に記載されている路線以外で使用できますか？

A 5 路線別に集計を行っており、他の路線では使用できませんのでご理解をお願いします。
(道路整備特別措置法施行令による)

Q 6 有効期限はありますか？

A 6 道路改善事業実施中は使用可能です。
注) 旧、社会実験通行券もそのまま使用可能です。

Q 7 道路環境改善事業(旧、社会実験)が終了しても使用できますか？

A 7 使用できなくなります。道路公社へご連絡のうえ払戻手続きをお願いします。